

## 公共施設等運営権の設定について

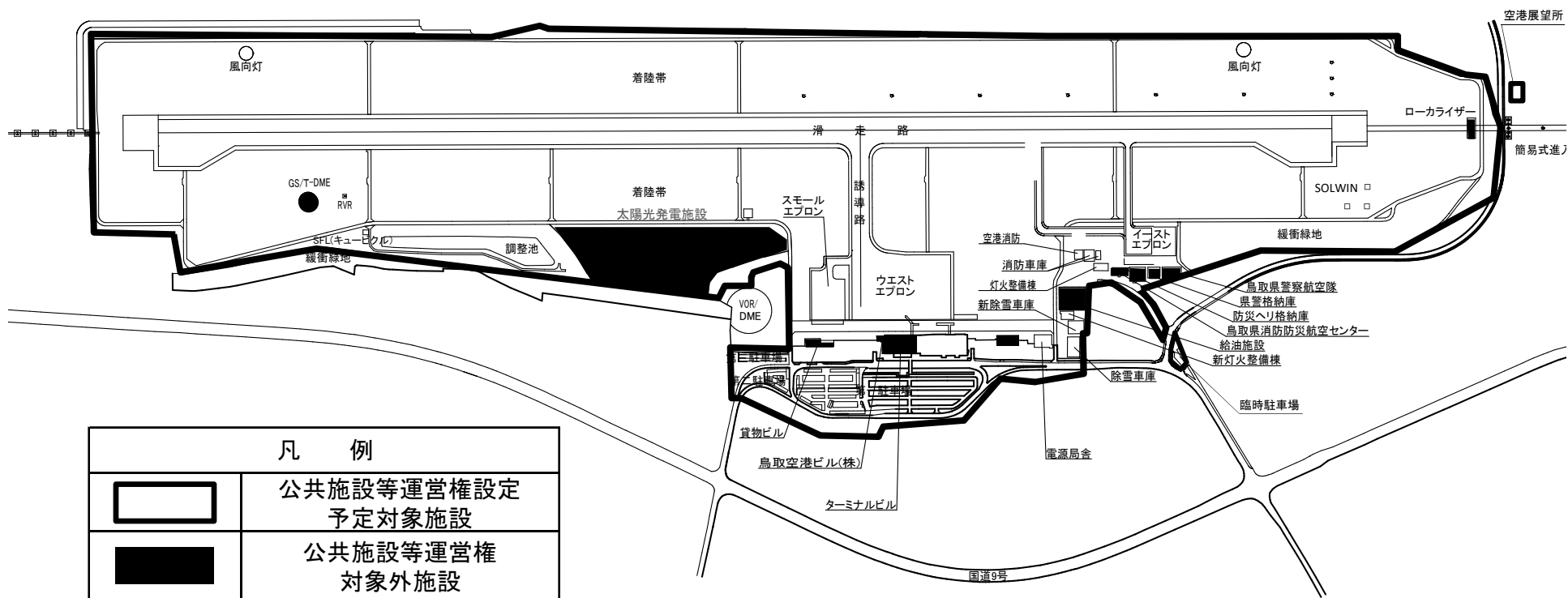
鳥取県は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 5 条第 4 項に基づき、平成 29 年 12 月に策定している実施方針（存続期間）を変更する。これに伴い、同法第 19 条第 1 項の規定に基づき、公共施設等運営権を設定したので、同条第 3 項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 5 年 3 月 1 3 日

鳥取県知事 平井 伸治

- 1 公共施設等の名称  
鳥取県営鳥取空港
- 2 立地及び規模  
鳥取県鳥取市賀露町及び湖山町  
107.3ヘクタール
- 3 配置  
別図のとおり
- 4 運営権者  
鳥取市湖山町西4丁目110番地5  
鳥取空港ビル株式会社  
代表取締役 中島 文明
- 5 運営権に係る内容
  - (1) 空港運営等事業
  - (2) 環境対策事業
  - (3) 附帯事業
  - (4) 任意事業
- 6 公共施設等運営権の存続期間  
公共施設等運営権設定の日（平成30年3月23日）から令和9年3月31日まで  
（変更前の存続期間：公共施設等運営権設定の日から令和6年3月31日まで）
- 7 理由  
鳥取県営鳥取空港の運営を効果的かつ効率的に行うため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第5条第4項に基づき、平成29年12月に実施方針を策定している。このうち、同法第17条第3号に位置づけている存続期間を変更することに伴い、改めて運営権を設定するものである。

公共施設等運営権の設定に係る対象施設の配置図



対象施設には、標準式進入灯、簡易式進入灯、障害灯、空港展望所、臨時駐車場を含む